

関係団体等からの意見聴取結果について

1 趣旨

ごみ収集業務に対するニーズ（収集方法や頻度、時間等）やごみ減量・リサイクルを一層推進するために必要な方策、まち美化事務所に求める役割等について、関係団体等から意見を聴取し、本委員会での検討に活用する。

2 実施状況等

(1) 地域でごみ減量に取り組む団体等

ア ごみ減量推進会議

（上記団体会員のうち「地域ごみ減量推進会議」を対象に意見聴取）

- ・全体会議等 7月31日、8月21日実施
- ・東山区ミーティング 9月4日実施

イ エコ学区事業に取り組む学区

- ・境谷学区（西京区洛西） 8月26日実施
- ・九条学区（南区） 9月2日実施
- ・有隣学区（下京区） 9月4日実施

(2) ごみ収集業務受託業者等

- ・京都市とごみ収集運搬業務庸車・委託契約を締結している事業者（5事業者）
8月23日実施

3 主な御意見

(1) 地域でごみ減量に取り組む団体等からの御意見

ア ごみ収集業務に対するニーズ（収集方法や頻度、時間等）等について

-
- ・燃やすごみは、午前中（早い時間帯）に収集してほしい。また、決まった時間帯に収集してほしい。資源ごみは燃やすごみのように、時間が経つほど腐敗が進むものではないので午後収集でも良いのではないか。
 - ・資源ごみも、きれいに洗っていない、臭いものもあるため、午前中に収集してほしい。
 - ・独居高齢者、特にエレベーターの無い集合住宅の住人は、ごみ出しが困難であり、高齢化が進む中、まごころ収集などの支援が一層必要になるだろう。
 - ・こぼれたごみもすくい取ったり、丁寧に収集作業をしていただき感謝している。

イ ごみ減量・リサイクルを一層推進するために必要な方策について

- ・移動式拠点回収[※]が始まり、塗料やワックス、スプレー缶などの資源ごみも回収可能（現在23品目を分別回収）との認識が広まり、市民の利便性が高まっている。一方で、回収品目が細分化され過ぎると分かりにくくなるため、その品目を分別する意義も含めて市民に説明する必要がある。

※日と場所（拠点）を学区単位で設定し、有害危険物を含めた資源ごみを回収

- ・資源ごみの分別品目（拠点回収の品目含む）については概ね現状のままでよいのではないかと。これ以上分別品目が増えれば、高齢者にとっては分別方法がわからなくなるなど負担になると思う。
- ・拠点回収の品目である資源ごみについて、移動式の回収拠点やエコまちステーション等まで持参できない高齢者等を対象とした回収方策を考えてほしい。
- ・地域のイベント等にまち美化事務所等が出向く、使用済てんぷら油や蛍光管、乾電池等の資源ごみの拠点回収はとても好評であり、実施回数を増やしてほしい。
- ・拠点回収は、なるべく住民が持参しやすいところで行うなど、周辺住民の視点に立った取組としてほしい。

ウ まち美化事務所に求める役割等について

- ・エコまちステーションが各区役所・支所内に設置されたことで、市民との距離がぐっと近くなり、相談を受け止めてくれるようになった。加えて、エコまちステーションの職員には意欲があり、地域にもそれは十分伝わっている。今後も更に地域に入っていくべきである。
- ・一方で、エコまちステーションの業務を知らない方も多いため、より多くの市民に周知する必要がある。
- ・マンション等の住人や管理組合に対して自治会だけが働きかけても、声が届きにくい場合には、まち美化事務所やエコまちステーションの協力をお願いしたい。
- ・再資源化施設等、様々なごみ処理施設を見学することで、ごみ減量、分別排出の必要性について一層理解できた。行政が働きかけ、できるだけ多くの市民に施設見学をしてもらってほしい。
- ・行政が学校（特に、中学校、高校）に出向き、児童や生徒にごみ減量、分別排出等に関する環境教育を実施してほしい。

- ・分別方法（雑がみやプラスチック製容器包装）について知らない人がまだまだ多いので，一層啓発してほしい。
- ・「有料指定袋について負担しているお金は処理手数料」ということを知らない市民も多い。こういったことも，エコまちステーションなどでもっと周知した方がよい。

（２）ごみ収集業務受託業者等からの御意見

ア まち美化事務所との連携強化，まち美化事務所に求めることについて

- ・長年の業務受託実績による信頼関係は構築できている。受託業者の担当者が頻繁にまち美化事務所を訪れ作業長等のスタッフと調整はしているが，定例的な調整・協議の場は必要である。
- ・コースの見直しにより，収集量や走行距離，収集時間の均等化を図って欲しい。
- ・作業の安全の確保，不適正シールやカラスネットの片付け等を行うためにも余裕のある収集業務として欲しい。

イ 今後，受託業者として出来ることについて

- ・これまでから急な収集コースの変更についても，長年の実績があるため，対応している。あらかじめ受託業者側でコースの確認等も行っている。
- ・民間による利点として，24時間365日対応する等，直営に比べて柔軟な対応が可能であると思う。
- ・収集以外にも，例えば，市と連携して，地域におけるごみ排出についての指導や啓発，問い合わせの対応等が考えられる。ただし，体制の確保のため，現在の委託単価では無理であり，別途の委託が必要である。
- ・受託業者の共同業務として，例えば，ごみの取残しがあった場合に近くを受託業者が収集に行く等の取組が考えられる。
- ・市民に対して指導的立場で行う業務については，民間だけでは難しい。
- ・災害協定を締結し，公民連携で対応できるようにしていきたい。

ウ 業務の受託について

- ・競争入札に伴う契約単価の低減，及び随意契約の経過措置期間中の低減（5年間で26%）が実施されているが，ごみ収集業務は人件費比率が高く，低

減分のほとんどは人件費の削減を招いており、契約期間が有期であることも相まって、正規職員の雇用が困難な状況にある。従業員の質の確保や安定雇用のため、契約単価の引き上げを検討して欲しい。

- 競争入札では必然的に無理な価格競争となるため、低賃金労働、薄利事業となり、落札しても安定的な事業の継続が困難である。こうした契約単価の低減により、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」にある「委託料が受託業務を遂行するに足りうる額」になっていないのではないかと感じている。
- 競争入札がごみ収集業務の実施に馴染まないことから、競争入札への移行を取り止め、随意契約の継続を要望する。